

全産連発第 149 号
令和 6 年 12 月 25 日

環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課長 松田 尚之 殿

公益社団法人全国産業資源循環連合会
法制度対策委員会委員長 片渕 昭人



再資源化事業等高度化法の施行に関する要望

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月に制定されました「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」（以下「再資源化事業等高度化法」という。）の施行に向け、国におかれては政省令及び告示等の整備が進められております。

再資源化事業等高度化法に対する当連合会の基本的な考え方としましては、当連合会が 1 月に提出しました「静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に関する要望」において「賛意」を表するとともに、主要 6 項目の要望事項をご提示させていただいているとおりでございます。

その後、同法施行に向けて政省令等の準備が進められていることから、当連合会の法制度対策委員会では特に来年 2 月に施行される予定の基本方針及び判断基準を中心に議論し、産業廃棄物処理業の立場から別紙の要望事項を取りまとめました。

そこで今回、再資源化事業等高度化法の施行に関する要望事項を提出致しますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

再資源化事業等高度化法の施行に関する要望事項

1. 法施行に係る全般的な要望事項

- (1) 再資源化事業等高度化法の施行においては、産業廃棄物の適正処理と資源循環に取り組んできた地場の産業廃棄物処分業者が市場から排除されないよう同法の運用をお願いしたい。特に大企業に比べ資本力では劣るものの、高い意欲と技術力を有する中小零細企業が発展・活躍できるようにしていただきたい。
- (2) 再資源化事業等高度化法の基本方針等と都道府県の廃棄物処理計画及び市町村の一般廃棄物処理計画との整合性を図るようになっていただきたい。
- (3) 当該産業廃棄物処理施設の設置と再資源化事業等高度化法の高度化認定による産業廃棄物処理施設の設置に係る手続きで、申請者の負担が異なることとならないようにしていただきたい。
- (4) 焼却等に伴う熱回収の高度化、化石燃料代替となる廃棄物を原料とする燃料の製造・使用等について再資源化事業等の取り組みとして評価していただきたい。

2. 資源循環を促進するために必要な措置に関する要望事項

- (1) 官公需、排出事業者及び製造事業者等に再生品利用の数値目標を設定するなど、再生品の利用促進のための義務化を図っていただきたい。また、官公需においては、特に直轄工事の仕様書等に再生品を使用する旨を明示していただくことをお願いしたい。
- (2) 再資源化事業等の高度化のための技術開発、技術導入による設備投資及びその取り組みに必要な雇用・人材の確保等に資する技術的、財政的な支援をお願いしたい。

3. 再資源化事業の効率的な実施のための措置に関する要望事項

- (1) 再生品の供給先や生産が可能な再生材の規格・量の把握に必要な情報を、産業廃棄物処分業者が得られる仕組みを整備していただきたい。また、動静脈間の必要なデータ連携等の実施においては、静脈企業側に過度な負担とならないような仕組みとしたい。

4. 再資源化の生産性の向上のための措置に関する要望事項

- (1) リチウムイオン電池の発火等の事故が多発していることから、安心・安全な再資源化事業が行えるよう、製品の製造・加工・流通・廃棄等の段階ごとに易解体設計、表示、分別排出等の遵守すべき事項を設けて各事業者等に義務付けていただきたい。

以上